

判決 裁判 水俣病

臨床尋問に変更

吉岡証人の本人の病氣入院で 出張調べ

三十、三十一日に東京地裁で予定されていた水俣病裁判の吉岡喜一元新日産社長・東京都大田区田園調布・現チツソ相談役一に対する出張証人調べは、臨床尋問に切り替えられた。

水俣病裁判の被告弁護団（養子

一岡長）は二十日、相本地裁民事三部一斎藤次郎裁判長一に対して「三十、三十一日の出張証人調べは、吉岡証人が狭心症のため東京都山王病院に入院したので臨床尋問にしてほしい」旨の上申書を提出した。民事三部ではこれを認

め、東京地裁で行なう予定だった証人調べを山王病院で行なうことに変更した。臨床尋問は二日にわたり三十日と三十一日午前中に原告側側の主尋問、三十一日午後被告側側の反対尋問が行なわれ

出張証人調べには原告の患者たち約十五人が出向くことになってくるが、臨床尋問になったことから、原告の立ち会いは数的に制限を受けそうな見通し。